八王子市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症に関する市の対応について(情報提供)

本日13時より開催の対策本部において、下記のとおり確認しました。

記

- (1)新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた本市における新たな市政運営の基本的考え方について(案) 別紙 1-1・1-2
- (2) 公共施設の再開等について
 - ①公共施設の再開等について 別紙2-1
 - ②公共施設の再開等にあたっての基本的な考え方について(案)別紙2-2
 - ③施設の利用条件(案)別紙2-3
 - ④東京都ロードマップ
- (3) 生活資金の貸付・給付にかかる相談窓口の変更について 別紙3
- (4) セーフティーネット保証等認定事務の受付方法の変更について 別紙4
- (5) 八王子市コロナウイルス感染症対策地域医療体制整備チーム経過報告 別紙5
- (6)特別定額給付金の進捗状況について 別紙6
- (7) 東京都市長会から都への要望事項について
- (8)「避難所開設時の新型コロナウイルス感染症対策対応方針」の策定について ※本日、別途送付しています資料と同じものとなります。別紙7-1・7-2
- (9) その他
 - ①学校の再開について(学校教育部) 6月1日から段階的に再開することと、5月26日付で保護者に周知することを報告した。
 - ②夏季休業期間の変更について(学校教育部) 夏季休業期間を小学校は8月1日から26日、中学校は8月6日から23日、いずみ の森義務教育学校は8月1日から23日に変更することを報告した。
 - ③新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺について (八王子警察署) 不審電話やメールが市内で多発していることを報告した。

令和 2 年 (2020 年)5 月 25 日総合経営部行財政改革部総務部

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた本市における 新たな市政運営の基本的考え方について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国から4月7日に発出された緊急事態宣言(5月4日に期間延長)は、5月25日を以って東京都に対しても解除となった。

一方、ワクチンの開発をはじめ、治療法は未だ確立されていないなど、新型コロナウイルス感染拡大の収束の目途は立っておらず、予断を許さない状況下にある。東京都の「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」(5月22日詳細公表)においても、ウイルスとの長期戦を見据え、第2波への対応や適切なモニタリング等を通じた段階的緩和など、慎重な姿勢が打ち出されている。

こうした状況を踏まえ、本市では、市民の命を守り抜く感染拡大の防止・抑制を最優先としながら、規制や自粛中心から、市民の暮らしの安心確保に向け、市民生活及び地域経済を回復していく新たな段階へ移行していくために、基本方針を定める。当面の市政運営においては、本方針に基づき、市の人的資源・財源を集中的・重点的に投入する事業を優先度に応じて精査し、それを実現していく執行体制を構築しながら進めていく。

1 3つの基本方針

(1) 新型コロナウイルス感染症から市民の命と健康を守る

新型コロナウイルスの感染拡大を防止・抑制していくために、東京都との連携による地域医療体制の強化、医療従事者等への支援の充実を図っていく。また、引き続き、市民の健康不安を解消していくために、総合コールセンターの機能充実や広報・市ホームページなど様々な媒体の活用による、市民への迅速かつ丁寧な情報提供などは、重点的に取り組んでいく。

(2) 一人ひとりの暮らしの安全・安心の確保に向けた、市民生活・地域経済支援

新型コロナウイルス感染拡大や「緊急事態宣言」などにより、市民・事業者はかつて類を見ない打撃を受けている。その不安を解消し、市民生活及び地域経済を回復していくために、市民の生活を支えるセーフティネットの強化、企業・事業者の経営継続支援などに市の総力を挙げて取り組んでいく。

(3) 市民とともに、今の経験を力に変えていくために

新型コロナウイルスの感染拡大により、誰もが恐怖や不安を抱きながら日々の生活を送っている。こうした中、家族や身近な人、地域を守りたいと思う市民・事業者・行政それぞれの行動が今、新しい生活様式の実践となり、社会を変革している。

現在、市に寄せられている多くの市民の声を聴き、今できることを実践している様々な市民 の活動に目を向けていくことは、市民とともにつくる八王子の未来につながっていく。

新たな地域医療・地域福祉のあり方や複合災害への備えとともに、行政サービスのキャッシュレス化やオンライン申請の導入、ICT教育やテレワークの推進に取り組む。さらには、市民ニーズを踏まえた市民活動支援など、市民が八王子市民でよかったと実感できる新たな時代にふさわしい市民生活の質の向上を図っていく。

2 業務継続の基本的な考え方

- (1) 3つの方針を踏まえ、感染拡大防止策や市民生活を維持・回復するための市民生活及び地域経済支援などの市民生活に直結する業務を集中的・重点的に取り組む、最優先業務と位置づける。
- (2) 実施事業においては、確実に継続していくための危機管理対策として、「新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画(BCP)」に準じた優先度の考え方に基づき実施する。また、新たに必要となる業務については、機動的・機能的に実効性のある業務執行体制により実施する。

【最優先する業務例】

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策(保健所等)、総合コールセンター等の市民対応、雇用・経済 支援などの緊急経済対策
- 災害対応などの市民の生命を守るための業務、医療・福祉などの市民生活の維持に必要な業務

【縮小・休止する業務例】

- 多数の人が集まる公共施設の運営、市主催のイベント・講習会等の開催、緊急性を要しない調査等
- (3) 勤務体制においては、国や都の動向及び都内の感染状況等を踏まえながら、出勤抑制を行い、時差出 勤やローテーション等、各種業務形態に適した手法を臨機応変に活用し、業務の継続及び感染拡大防 止に努めていく。
- (4) 引き続き、「三つの密」(①密閉空間、②密集場所、③密接場所)の回避に、できる限り対応するとと もに、「新しい生活様式」の実践及び継続的な市民啓発に努める。

3 重点的な業務を進めていくための執行体制について

「3つの方針」に基づく業務を着実に推進していくために、通常業務の執行体制は縮小させ、最小限の人員で執行できる体制を構築する。

そのうえで、喫緊に取り組むべき感染防止対策や市民生活・地域経済支援等に人的資源を最大限振り向ける とともに、コロナの収束が長引く状況下においても、最優先で取り組む業務と通常業務のバランスを取りなが ら業務を遂行する体制を確保する。

4 実施期間

令和2年(2020年)6月1日(月)から当分の間

ただし、上記においては、感染症の状況や、事業縮小に伴う市民生活への影響、国・都の動向を踏まえた うえで、今後変更となる場合もある。

(問い合わせ先)

基本的な方針総合経営部経営計画第二課長 中山電話:042-620-7306内線:2122業務・体制行財政改革部行政管理課長 田島電話:042-620-7387内線:2062

勤務・服務 総務部労務課長 山野井 電話:042-620-7451 内線:2282

令和2年(2020年)5月25日 総務部

緊急事態宣言解除を踏まえた各種業務形態について

- 1 緊急事態宣言解除を受けた場合、自宅勤務をローテーションに組み込む運用は終了とする。 ただし、令和2年(2020年)5月7日付総務省通知に基づき、妊娠中の女性職員については、医師等 から指導を受けた場合には母性健康管理上の措置として自宅勤務の運用を継続する。 (期間:令和2年(2020年)6月1日~令和3年(2021年)1月31日)
- 2 今後の市政運営の基本的な考え方に基づき、以下の勤務形態は引き続き活用し、感染拡大防止を図っていく。

(期間:令和2年(2020年)6月1日から当面の間)

- (1) 週休日の振替
 - 1週間を日曜日から土曜日の7日間とし、この中で勤務日と週休日を割り振るもの
- (2) 時差出勤

通常の勤務時間以外に以下の2パターンを選択可能とする。

- ① 午前7時30分から午後4時15分まで(休憩は午前11時から午後0時まで)
- ② 午前 10 時 00 分から午後6時 45 分まで(休憩は午後1時から午後2時まで)
- (3) 職務専念義務の免除

職員が以下の事由に該当する場合は職務専念義務の免除を承認する。

- ① 感染症の病原体に汚染した船舶等に乗船しており、検疫法による停留対象となった場合
- ② 職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いがあり、感染症法により、保健所等から外出自粛要請を受けた場合
- ③ 職員又はその親族に新型コロナウイルス感染症の疑い症状が見られ、医療機関等から外 出自粛要請を受けた場合
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小中学校等の臨時休業により子の世話を行う場合

公共施設の再開等について

東京都の休業要請の緩和措置を踏まえ、公共施設の再開に向けて準備作業に 取り組んでいく。

記

- 公共施設の再開予定日時 準備が整い次第とする。
 - ※ 図書館、郷土資料館、絹の道資料館、国史跡八王子城跡ガイダンス施設、道の駅八王子滝山、高尾599ミュージアム、夕やけ小やけふれあいの里、インフォメーションセンター及びむささびハウスについては、一部機能を制限の上、令和2年(2020年)6月1日(月)に再開予定である。
 - ※ 現在、新規予約の受付については、令和2年(2020年)6月30日(火)まで受け付けていない。7月1日(水)以降の新規予約については、「東京アラート」の発出により施設の利用休止があることを周知した上で、仮予約で受け付ける旨利用者に案内する。
- 2 公共施設の再開等にあたっての基本的な考え方 公共施設の再開、イベント・講座等の開催については、引き続き、新型コロナウイ ルス感染症の拡大防止に向けた対策を徹底した上で、実施していく。

公共施設の再開等にあたっての基本的な考え方について

【施設再開等の前提】

東京都の感染拡大に対応する措置に準拠することを大前提として、次の事項が 全てクリアしていることとする。

- 1 国による緊急事態宣言が解除されていること。
- 2 特措法に基づく東京都による外出自粛要請が解除されていること。

【施設再開等の条件】

市の公共施設では、管理する所管課が違っても類似施設があることから、統一した利用基準を定めることが必要であるとの観点から、次の措置を講ずる。

- 1 施設等の利用にあたっては、あらかじめ施設ごとに定めた新型コロナウイルス 感染症拡大防止に向けた利用条件に利用者の了解を得た上で、施設、設備の利 用を許可していく。
 - ※ 例えば、利用条件については、別紙「施設の利用条件」を作成するなど。
- 2 施設管理者として、利用者及び施設管理にあたる職員の安全確保のために講ずべき具体的な事項を整理し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた措置を徹底していく。

なお、東京都が令和2年(2020年)5月22日(金)に公表した「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン~「新しい日常」の定着に向けて~」を参考に対応していく。

- (1) 施設に準備する物品として、例えば、非接触型の体温計、アルコール消毒液、 窓口(受付)用のパネル等が考えられる。
- (2) 利用者の安全を確保するために、例えば、定期的に換気を行う、体調不良者には利用させない等の対応が考えられる。
- (3) 施設管理にあたる職員の安全確保のため、受付窓口には透明パネルを設置する等の対応が考えられる。

令和 2 年(2020 年) 5 月 25 日 市民活動推進部協働推進課

市民センター等会議室向け

施設の利用条件 (案)

平素より新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、感染予防に取り組まれている市民の皆様に深く感謝を申し上げます。

さて、東京都に発令されていた、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」 が解除され、東京都による外出自粛要請も解除されたことに伴い、本施設の利用を条件付きで再開 いたします。

しかしながら、国内では新型コロナウイルス感染症については、未だに収束の兆しが見えないこともあり、市民皆様の健康と安全を守るために、施設利用に際しては以下の事項を守っていただくことが必要不可欠となります。

皆様にはご不便をお掛けすることとなりますが、新型コロナウイルス感染症の収束に向け、引き 続きご理解とご協力をお願いいたします。

次の条件項目の内容を確認いただき、記入(レ点)してご提出ください。
□ 三密 (密閉、密集、密接) を避けて利用すること。□ 活動前、休憩時、活動後等に手洗い・うがいを行うこと。□ 必ずマスクを正しく着用すること。また、咳エチケット (咳がでるときは、肘の内側など手以外で口を塞ぐ等) を徹底すること。
□ 運動・スポーツ中のマスク着用は利用者等の判断によるが、受付、着替え等の運動・スポーツを行っていない間は、マスクを着用すること。
※運動・スポーツ中にマスクを着用する際は、熱中症や酸素不足等、体調不調を感じる前に休憩を取ってください。
□ 代表者は、利用者全員の体調を確認してください。発熱・風邪・咳・嗅覚・味覚障害の症状がある方は、施設利用はできません。
□ 2週間以内に感染拡大している国、地域への訪問歴がある場合には利用できません。 □ お互いの距離を2メートル以上離れての活動(ソーシャルディスタンス)を徹底すること。 □ 利用者同士が正対して座らないこと。
□ 人との接触を伴う活動は行わないこと。□ 特に更衣室・休憩スペース・ベンチ等の利用では密接とならないように、譲り合いで利用すること。
□ 定期的に換気を行ってください。 □ 利用する前には、扉の取っ手や机、イス等をアルコール消毒すること。
□ 利用者自身でゴミは持ち帰ること。※施設内の飲料自動販売機の購入は除きます。 □ 万が一、感染者が発生した場合に備え、代表者は、利用者全員の連絡先を把握するとともに、発生した
場合には、保健所等が行う追跡調査等に全面的に協力すること。 ※施設管理者として賠償等の責任は一切負えません。
□ その他、施設管理者の指示、協力要請に従うこと。
上記の注意事項を守り、利用することを同意します。 令和2年 月 日
令和 2 年

施設利用代表者 住 所 氏 名

連絡先

令和 2 年 5 月 25 日本 部 会 議 資 料 福 祉 部

生活資金の貸付・給付にかかる相談窓口の変更について

1. 経緯

新型コロナウイルス感染拡大による休業等の影響により生活に困窮した市民を支援するための下記貸付・給付制度において、令和2年4月13日(月)から、801会議室において相談窓口を開設したところであるが、その後、状況に応じて申請方法を変更したことに伴い、相談窓口の体制を変更する。

2. 相談窓口

制 度	所 管	申請受付開始 ※
緊急小口資金(特例貸付)	社会福祉協議会	3月25日(水)
総合支援資金(特例貸付)	社会福祉協議会	3月25日 (水)
住居確保給付金	生活自立支援課	4月20日(月)

[※]新型コロナウイルス感染拡大に伴い拡充された制度の申請受付の開始日

3. 変更内容

		変更前		変更後
緊急小口資金貸付	場所	801 会議室	場所	地下 1F 社協窓口
総合支援資金貸付	時間	月~日(9時から17時)	時間	月~ <u>金</u> (9時から17時)
住居確保給付金	場所	801 会議室	場所	801 会議室
	時間	月~日(9時から17時)	時間	月~ <u>金</u> (9時から17時)

4. 変更理由

資金貸付 \rightarrow 4/28 から郵送申請にしたことにより来庁者数が減少したため 住居確保 \rightarrow 5/21 から郵送申請にしたことにより来庁者数の減が見込まれるため

5. 実施日

令和2年6月1日(月)から実施

6. 市民への影響

申請方法を郵送にしたことにより、来庁する必要がなくなるため、影響はない。

7. その他

- ・緊急小口資金貸付の申請における窓口の拡大
 - →労働金庫(5/1~)、郵便局(八王子・八王子西・八王子南 5/28~)
- ・住居確保給付金についての国によるコールセンターの設置 (5/21~)
 - →住居確保給付金相談コールセンター (土日・祝日含む9:00~21:00)

令和 2 年 5 月 25 日本 部 会 議 資 料 産業振興部産業政策課

セーフティネット保証等認定事務の受付方法の変更について

1. 経緯

中小企業等の資金繰り支援策として中小企業信用保険法に基づきセーフティネット保証 4号、5号及び危機関連保証の認定を行っているが、申請を行う事業者の負担軽減及び 感染危険性の回避のため申請方法を変更し、迅速な認定のための体制整備を図る。

2. 変更内容

	変更前	変更後
申請受付	502会議室	502会議室
相談	月~日(9 時から 17 時まで)	月~ <u>金</u> (9 時から 17 時まで) 申請
	対面による申請受付	については、原則、郵送及び金融
	(後日、対面で交付)	機関による代行申請(交付も同様)

3. 現在の申請状況

国の当初の指導に基づき、対面での申請・交付を行っている。

平日は連日 50 件を超える申請があり増加傾向。一方で、土日については 10 件に満たないことも多く、電話による問い合わせも少ない。

新型コロナウイルス感染症関連では3月3日以降1,309件を受付(5月19日現在)

4. 変更理由

中小企業庁は、申請にあたっての事業者の感染リスク回避と負担軽減を図るため、郵送・オンラインなどの活用を求めている。併せて、実際の借入までの時間短縮を図るため、借入を希望する金融機関に相談し、借入手続きと並行して市へのセーフティネット申請を代行してもらうことを推奨している。

また、申請者からも、来庁せず、郵送での申請・受け取りを希望する声は多く、特に、 時間帯により申請が集中する平日午後では、会議室内で多くの人が待つ事態が生じてい るため、待ち時間の長さと密集の不安を訴える人がいる。

申請受付は増加傾向にあり、申請の少ない土日の窓口を終了し、その人員を平日の審査 体制の拡充に充てることで、認定審査体制の迅速化・強化を図る。

5. 実施日

令和2年6月1日(月)から実施

6. 市民への影響

来庁による感染リスクの軽減、及び申請・交付のための来庁負担の軽減につながる。 金融機関審査と並行作業することで、全体的な借入までの時間の短縮が見込まれる。

令和2年5月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料

八王子市コロナウイルス感染症対策地域医療体制整備チーム経過報告

PCR外来と宿泊療養施設の実施状況について報告する。

1 PCR外来について(市運営)

(1) 実施概要

イ. 開設日・時間 毎週月曜日から金曜日(平日のみ) 午後

ウ. 検査件数 1日あたり10件程度

エ. 受診方法 かかりつけ医など市内医療機関を受診し、検査が必要と判

断した場合にPCR外来を紹介(完全予約制)

才. 開設場所 市内医療機関敷地内

(紹介のない受診希望者の来所による混乱を防ぐため、市

民向けには非公開とする。)

(2) 事務局体制

医師1名、看護師1名(八王子市医師会派遣) 事務職員3名(医療保険部職員)

(3) 運営状況

延検査件数60件(うち陽性0件)※5月22日現在

2 宿泊療養施設について(都※運営主体・市・市医師会共同運営)

(1) 実施概要

ア. 施設名 the b 八王子 (八王子市明神町 4-6-12)

イ. 施設規模 地下1階 地上12階 196室

ウ. 期 間 令和2年5月1日(金)~当面の間

工. 受入人数 最大 100 名程度※フロア単位で消毒を行うため室数の半分を稼働

(2) 事務局体制

ア. 日勤 事務 10 名(うち八王子市応援職員 2 名)

医師1名、看護師2名以上(八王子市医師会派遣等)

イ. 夜勤 事務5名(うち八王子市応援職員2名)看護師2名以上(八王子市医師会派遣等)

(3) 運営状況

入所者数3名(延入所者20名、延退所者17名)※5月25日現在 八王子の特性を活かした当ホテル独自の取組

- 「八王子い一つの日」を設け、地元レストランや学校給食の食事を提供
- ・「八王子れた一」を夜勤当番が作成し、毎朝、朝食とともに配布
- 「八王子けんこう体操」パンフレットを入所者全員に配布

令和2年(2020年)5月25日 福 祉 部

特別定額給付金の進捗状況について

特別定額給付金給付事務の進捗状況について、下記の通り報告します。

記

1 対象者

対象者 271,278世帯 562,029人 (令和2年4月27日現在)

2 申請方法

(1)オンライン申請方式

令和2年5月2日開設~5月20日 申請件数合計9,668件

(2)郵送申請方式

令和 2 年 5 月18日より順次郵送受付開始 送付数 271,257通 5月20日 申請件数 1,907 件 5月21日 申請件数 18,084件

3 申請期限

令和2年8月17日必着(郵送申請方式の給付受付開始日から3か月以内)

4 支給開始日

5月18日より給付開始 5月18日 3,270世帯 7,709人 5月22日 3,786世帯 8,763人 合計 7,056世帯(全体の2.6%)

5 案内窓口の開設

5月18日(月)~ 案内窓口を委託にて本庁舎及び各事務所にて開設

6 コールセンターの開設

5月 18 日(月)~ 専用コールセンターを委託にて運営開始 コールセンター電話番号 0570-030009 (平日 午前9時~午後5時)

7 配慮を要する方への対応

世帯主の方が視覚障害者、認知症高齢者、生活保護受給者、中国残留孤児へのサポートを実施

8 その他

5月18日から郵送した申請書の受付開始に伴い、事務を慎重かつ円滑に進めるためオンライン申請を5月25日から停止とする

令和 2 年(2020年)5 月 25 日

生活安全部長

「避難所開設時の新型コロナウイルス感染症対策対応方針」の策定について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、大規模災害発生時での避難所における新型コロナウイルス感染症の対応方針を下記のとおり策定しましたのでご報告いたします。

記

1 目的

現在世界的に新型コロナウイルス感染症がまん延、拡大しており、また、感染経路が特定できない症例が多数ある状況の中、大規模災害発生時に不特定多数の市民が避難することが想定される避難所を開設・運営する際には、密閉・密集・密接の回避や衛生対策の徹底などの対応が必要となる。

そこで、避難所における新型コロナウイルス感染症の対応方針を定め、感染防止 対策に万全を期すこととする。

2 概要

- (1) 可能な限り多くの避難スペースの確保
- (2) 在宅避難等の周知
- (3) 新型コロナウイルス感染症発症者への対応
- (4) 避難者の健康状態の確認
- (5) 発熱、咳等の症状が出た避難者のための専用スペースの確保
- (6) 手洗い、咳エチケット等の徹底
- (7) 避難所の衛生環境確保
- (8) 十分な換気の実施、スペースの確保
- (9) 避難者への避難用品持参の周知
- 3 避難所開設時の新型コロナウイルス感染症対策対応方針 別紙のとおり

避難所開設時の新型コロナウイルス感染症対策対応方針

令和2年5月22日策定 八王子市生活安全部防災課

大規模災害発生時においては、住家を失った市民等のために一定期間生活を行うための避難所を開設することが市長の責務として定められている。

一方、現在世界的に新型コロナウイルス感染症がまん延、拡大しており、不特定多数の市 民が避難することが想定される避難所を開設・運営する際には、密閉・密集・密接の回避や 衛生対策の徹底などの対応が必要となる。

そこで、避難所における新型コロナウイルス感染症の対応方針を定め、感染防止対策に万全を期すこととする。

1 可能な限り多くの避難スペースの確保

- (1) 学校、市民センターを避難所として開設する際は、体育館以外の教室、会議室等も活用して十分な避難スペースを確保する。
- (2) 発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、八王子市地域防災計画で指定している避難所以外の公共施設を避難所として開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を開設する。また、公共施設以外にもホテルや旅館、町会・自治会の会館等の活用も検討する。
- (3) グラウンド等におけるテント泊や車中泊についても検討する。なお、車中泊等を行う際はエコノミークラス症候群対策にも配慮する。

2 在宅避難等の周知

避難所での過密状態を防止するため、次のことを周知する。

- (1) 避難所は住家を失った市民等が一定期間生活を行うための施設であり、自宅での生活に危険等がなければ在宅避難を行うこと。
- (2) 親戚や友人宅等への避難について検討すること。

3 新型コロナウイルス感染症発症者への対応

- (1) 新型コロナウイルス感染症の検査において自宅待機中の方が陽性と判明した場合は、 軽症者、無症状者の自宅療養者であっても避難所での受け入れは行わない。
- (2) 災害時に避難が必要な自宅療養者に対しては、避難所ではなく、事前に保健所が指定する一時避難所に集合するよう指示する。その後、保健所において調整し、感染症指定医療機関等に避難させる。

4 避難者の健康状態の確認

(1) 避難者の健康状態は、避難時に聞き取り調査等を行い、避難生活開始後も定期的に健

康状態について確認を行う。

(2) 発熱、息苦しさ、強いだるさなど、健康状態に異常がある場合は、速やかに申し出るように避難者へ徹底するとともに、救急診療に相談・受診するように周知する。

5 発熱、咳等の症状が出た避難者のための専用スペースの確保

- (1) 発熱、咳等の症状が出た避難者がいた場合は、専用のスペースを確保し移動してもらう。その際は、一般避難者と動線を分け、専用のトイレを確保するように努める。
- (2) 専用スペースは可能な限り個室を用意できるように努め、難しい場合は、パーテーションで区切る等の対応を行う。

6 手洗い、咳エチケット等の徹底

避難者及び避難所運営にかかわる者は、断水等がない場合、頻繁に手洗いや手指消毒用アルコールを使用するとともに、マスクの着用、咳エチケット等の基本的な感染対策を行う。

7 避難所の衛生環境確保

ドアや手すり等といった多くの人が触る場所や物品等は、定期的(目に見える汚れがある場合はその都度)に家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所内の衛生環境をできる限り整える。

8 十分な換気の実施、スペースの確保

- (1) 避難所内は十分な換気に努める。
- (2) 避難者家族ごとに2メートル以上の間隔が確保できるように、パーテーション等を設置し、避難者同士が接近しないように配慮する。

9 避難者への避難用品持参の周知

避難所では通常の備蓄品に加えて、マスク、消毒液等の感染症対策用品を用意するが、 数量に限りがあることから、避難者に対して可能な限り、マスク、消毒液、体温計、水、 食料、常備薬等を持参するように周知する。

※ 風水害時に災害の危険から一時的に逃れるために開設する体育館等の避難場所において は、緊急的な対応であるが、可能な範囲で本方針を準用して対応する。